

「新たな住宅マスタープラン」策定に向けた中間まとめの策定について

平成 30 年 7 月 19 日に第 6 期中野区住宅政策審議会が発足し、第 4 次中野区住宅マスタープラン（以下、「新たな住宅マスタープラン」という。）に盛り込むべき事項等について、3 回にわたり審議を行ってきました。

この間の審議を踏まえ、中野区の住宅政策において新たに取り組むべき事項等を取りまとめ、「新たな住宅マスタープラン策定に向けた中間まとめ」（以下、「中間まとめ」という。）を策定いたします。

1 「中野区住宅マスタープラン」について

「中野区における住生活の基本に関する条例」に基づき、区では住宅マスタープランを策定し、住宅まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。現行の住宅マスタープラン（第 3 次中野区住宅マスタープラン）の計画期間は平成 21 年度から平成 30 年度までとなっています。

2 中間まとめ策定の趣旨

平成 31 年 3 月をもって現行の住宅マスタープランの計画期間が終了することから、区の住宅政策における新たな枠組み等の整理が必要となっています。

一方で現在、「新たな中野区基本構想」（以下、「基本構想」という。）の策定作業が進められていることから、「新たな住宅マスタープラン」の策定にあたっては、上位計画である「基本構想」が示す、区の将来的像や施策の方向性を踏まえたものとする必要があります。

そこで、「基本構想」が策定されるまでの期間については、現行の住宅マスタープランの計画期間を延長することとし、区の住宅政策を取り巻く状況を踏まえ、新たに取り組むべき事項について中間まとめの中で示すものとします。

3 今後の予定

中間まとめを踏まえ、民間住宅ストックの活用促進や高齢者・子育て世帯等の居住の安定確保等に向けたより一層の重点的な対策等、新たな住宅マスタープランに盛り込むべき事項等について、平成 31 年度においても引き続き審議を進めていくものとします。